

サワラ日本海西部 3. 漁業の管理

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-04-02 キーワード: 作成者: 三谷, 卓美, 岸田, 達, 若松, 宏樹 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013998 |

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容(3.1)

大型定置網漁業は府県知事の免許によって設定される定置漁業権を根拠とし、府県知事は漁業権の設定、免許に際しては海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっている。サワラは定置網漁業では評価対象各府県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画において、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう規定されてきた。改正漁業法下の資源管理方針においても、特定水産資源の漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、府県ごとに統数、もしくは操業日数の上限が設けられており、実質当該魚種に係る努力量管理ともなっている。各府県の資源管理指針においても、自主的措置として休漁が取り組まれてきた。以上のことからインプット・コントロールが導入されている。評価対象海域で漁獲されるサワラ東シナ海系群の資源状態は良好であることからインプット・コントロールは適切に働いていると考えられる(3.1.1 5点)。テクニカル・コントロールについてであるが、関係府県の資源管理指針では、小型魚保護のための目合いの拡大等の漁具制限、漁獲物の体長制限、小型魚再放流が規定され、取り組まれている。ただし、サワラに限った場合、各府県の取り組みがどの程度有効か評価の材料が乏しい(3.1.2 4点)。環境や生態系への漁具による影響については、評価対象の大型定置網は着底漁具ではないため、海底環境に与える影響は無視でき、ほかの生態系への直接影響も知られていない(3.1.4.1 5点)。生態系の保全修復活動については、漁業者の手により海浜清掃、森づくり、藻場保全等が活発に実施されている(3.1.4.2 5点)。

執行の体制(3.2)

管轄範囲をみると、本系群全体では東シナ海における韓国、中国の漁獲量のはるかに多いが生息域全体をカバーするサワラの国際的な資源管理体制はない。我が国に限ると、本系群の資源管理は日本海・九州西広域漁業調整委員会が所掌しており生息域をカバーする管理体制が確立している(3.2.1.1 2点)。監視体制については、大型定置網は免許のない者は操業できず府県の取締当局が監視業務にあたっている。休漁等の措置については水揚げ港、市場での漁協職員や関係漁業者等による監視も十分可能である(3.2.1.2 5点)。罰則・制裁についてであるが、定置網漁業に関する各府県漁業調整規則、海区漁業調整委員会等の指示違反等については漁業法により懲役や罰金または拘留や科料に処せられる。漁業に関する法令に違反したときには、知事は漁業権の取り消しや行使の停止を命ずることができる(漁業法)。罰則規定としては十分に有効と考えられる(3.2.1.3 5点)。順応的管理の適用についてみると、定置漁業権は5年ごとに更新されるが、免許更新の際には各府県の海区漁業調整委員会に内容

が諮られる。各府県資源管理指針によって規定されている自主的な規制についても策定後 4 年を経た次の年度に計画の内容が資源管理協議会で評価・検証されることになっている。すなわち、管理施策の結果を見て次の取り組みを決めるシステムが構築されている(3.2.2 4 点)。

共同管理の取り組み(3.3)

資源利用者の特定については、定置網漁業は各府県知事からの免許により操業しており対象の漁業者は明確に特定されている(3.3.1.1 5 点)。これらの漁業者はほとんどが各府県の定置漁業協会に属し地元の漁業協同組合にも所属していることから、組織化がなされている(3.3.1.2 5 点)。各府県定置漁業協会の上部組織である日本定置漁業協会は水産資源の管理の強化等を指導する事業を有しており、対象 4 府県の定置漁業者で組織する日本海定置漁業連絡協議会では隔年で日本海定置漁業振興大会を開催し漁業管理に関する大会決議、要望等を取りまとめている。これらのことから漁業者組織が管理に強い影響力を有していると考えられる(3.3.1.3 5 点)。漁業者組織の経営や販売に関する活動として、各府県漁業協同組合、漁業協同組合連合会は販売、購買、サワラのブランド化、加工など、個別の漁業者では実施が困難な経営上の活動を行い水産資源の価値向上に務めている。さらに収益性改善の実証事業(福井県漁連、石川県漁協)、抜本的構造改革事業(京都府漁連)を主導した。これらのことから漁業者組織が全面的な活動を展開していると評価できる(3.3.1.4 5 点)。

各府県の資源管理指針に基づく自主的管理への取り組みとして漁協内、及び定置漁業協会での会合参加が必要であり会議日数は年間 12 日を越えるのではないかと考えられる(3.3.2.1 4 点)。公的管理への参画であるが、評価対象府県の海区漁業調整委員会には定置網漁業者や漁業者が所属する漁業協同組合(連合会)役員が参画している。サワラ資源管理も扱う水産政策審議会資源管理分科会には日本定置漁業協会役員が委員として、京都府定置漁業協会役員が特別委員として出席している(3.3.2.2 5 点)。各府県の海区漁業調整委員会には学識経験者、公益代表委員が参画しており、改正漁業法下では利害関係を有しない者も参加している。各府県には漁業者に加え遊漁者、海洋性レクリエーション代表が参画する海面利用協議会が設置されており、漁業と海洋性レクリエーションとの海面利用や海面における漁業と遊漁との調整に関する事項の調査検討をしている。サワラ資源管理も扱う水産政策審議会資源管理分科会には、委員として大学研究者が、特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合、水産物持続的利用のコンサルタント等からも参画している(3.3.2.3 5 点)。意思決定についてみると、資源管理指針に従い作成された資源管理計画については、策定後 4 年を経過した次の年度に資源管理措置が適切か否か等につき外部有識者を交えた資源管理協議会において評価し、目標や管理措置の内容等の見直しを図るとされている。無論、計画の参画漁業者は結果の自己評価・検証は行うであろうし、資源管理・漁業経営安定対策のた

めにも外部からの参画が必要であろうが、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体が資源管理協議会において評価・検証、目標や管理措置の内容の見直しに参画できておらず、PDCA サイクルを回す本来の趣旨に沿っていないのではないかと危惧される。このため、特定の関係者の機構において協議は十分に行われていないと評価される(3.3.2.4 2点)。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

該当海域における 2018 年の県別・漁業種別漁獲量の上位から順に累積で 75%を超えるまでを対象とし、大型定置網(石川県、福井県、京都府、島根県)とした。

② 評価対象都道府県の特定

大型定置網による漁獲量の多い石川県、福井県、京都府、島根県とする。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

各都道府県における評価対象漁業について以下の情報を集約する。

- 1) 漁業権、後述する各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組み等の執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画など、共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動の内容

④ 評価対象魚種に関する種苗放流事業の有無

当該海域では本種の大規模な種苗放流は行われていないため、本項目は評価しない。

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

大型定置網による操業は、府県知事の免許によって設定される定置漁業権を根拠としている。免許の存続期間は漁業法の規程により 5 年である。府県知事は、漁業権を設定する場合、まず、海区漁場計画(漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等)について海区漁業調整委員会の意見を聴き、免許の内容を定めて公示を行う。公示後、漁業権設定希望者は府県知事に申請をし、府県知事は海区漁業調整委員会の意見を聴き、適格性等を審査して免許を与えることとなっている。

サワラは特定水産資源(TAC 魚種)ではないが評価対象漁業種類の定置漁業では、従来から各府県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画において、TAC 対象魚種の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状程度として、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業するとされてきた(石川県 2018, 福井県 2020a, 京都府 2020, 島根県 2020)。また、改正漁業法下の資源管理方針においても、TAC 対象魚種の漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、この場合における漁獲努力量の上限として、定置漁業で石川県では免許数を 63 統、福井県では 41 統、また京都府は府内漁業経営体の操業日数 289 日、島根県は中型まき網漁業を除く TAC 対象魚種を漁獲する漁業 500 隻としており(石川県 2020a, 福井県 2020b, 京都府 2021a, 島根県 2021a)、実質当該魚種に係る努力量管理ともなっている。各府県の資源管理指針にも、自主的措置として休漁が記載されていることから(石川県 2014, 福井県 2018, 京都府 2019, 島根県 2015)、インプット・コントロールは導入されている。

アウトプット・コントロールはなされていない。新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいて、サワラは漁獲量の多い魚種で MSY ベースの資源評価が実施される見込みのもののうち「第 2 陣：利用可能なデータ種類の比較的少ないもの」に類別されている(水産庁 2020a)。評価対象海域で漁獲される本系群の資源状態は、高位・横ばいと良好であることから(田邊ほか 2020)、インプット・コントロールは適切に働いていると考え 5 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--|----|---------------------------------------|----|---|
| インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、漁獲圧が目標を大きく上回っている | . | インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている | . | インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている |

3.1.2 テクニカル・コントロール

関係府県の資源管理指針では、小型魚保護のための目合いの拡大等の漁具制限(京都府、石川県と島根県の一部)、漁獲物の体長制限、小型魚再放流が取り組まれている(石川県 2014,

福井県 2018, 京都府 2019, 島根県 2015)。京都府については 2008～2012 年に実施された京都府海域定置網漁業包括的資源回復計画を実質的に継続している(京都府 2008)。ただし、サワラに限った場合、各府県の取り組みがどの程度有効か評価の材料が乏しいため、4 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|----------------------------|----|---------------------------|----|---------------------------|
| テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない | . | テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている | . | テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている |

3.1.3 種苗放流効果を高める措置

本系群では種苗放流は行われていないため評価しない。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--------------------|----|----------------------|----|----------------------|
| 放流効果を高める措置は取られていない | . | 放流効果を高める措置が一部に取られている | . | 放流効果を高める措置が十分に取られている |

3.1.4 生態系の保全施策

3.1.4.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

評価対象の大型定置網は、漁具を固定する錨、土俵等は海底に接地するものの本体は海底をひき回す漁具ではないため、海底環境に与える影響は無視でき、2.3.4(海底環境への影響)でも 5 点としている。ほかの生態系への直接影響も知られていないため 5 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|---------------------------------|--------------------|----|-----------------|--|
| 規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している | 一部に導入されているが、十分ではない | . | 相当程度、施策が導入されている | 評価対象とする漁法が生態系に直接影響を与えていないと考えられるか、十分かつ有効な施策が導入されている |

3.1.4.2 生態系の保全修復活動

石川県漁業協同組合では省エネ型漁業、海浜清掃、漁民の森づくり、天然石けん普及(石川県漁業協同組合 2020)、福井県では海浜清掃、藻場保全など(全国漁業協同組合連合会 2020a)、京都府漁業協同組合では海浜清掃、漁民の森づくり(京都府漁業協同組合 2013)、島根県漁業協同組合では漁民の森づくりなど(JF しまね 2006)、活発な活動が実施されており、5 点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|---------------------|----|-------------------|----|--|
| 生態系の保全・再生活動が行われていない | . | 生態系の保全活動が一部行われている | . | 対象となる生態系が漁業活動の影響を受けていないと考えられるか、生態系の保全・再生活動が活発に行われている |

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

本系群の生息域は東シナ海、日本海であるが、系群全体では東シナ海における韓国、中国の漁獲量はるかに多いとされる(田邊ほか 2020)。日中、日韓の2国間では漁業協定が存在するが(水産庁 2020b)、生息域全体をカバーするサワラの国際的な資源管理体制はない。我が国に限定すると、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる場合、水産資源の管理に係る漁業調整を行うために、国の常設機関として広域漁業調整委員会が設置されている(水産庁 2020c)。本系群の場合はこの資源に該当し、日本海・九州西広域漁業調整委員会の所掌となる。現段階では協議の対象とはなっていないが(水産庁 2020d)、これは資源状態が良好なためであろう。以上のとおり、国内では生息域をカバーする管理体制が確立しているが、本系群については生息域のカバーが十分とは考えられないため2点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--------------------|----|-----------------------------|----|-------------------------|
| 対象資源の生息域がカバーされていない | . | 機能は不十分であるが、生息域をカバーする管理体制がある | . | 生息域をカバーする管理体制が確立し機能している |

3.2.1.2 監視体制

評価対象の大型定置網は定置漁業権に基づく固定式の漁具であるため、免許のない者は操業できない。府県の取締当局が監視業務にあたっている。休漁等については水揚げ港、市場での漁協職員や関係漁業者等による監視も十分可能である。よって5点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--------------|--------------------------|----|-------------------------|-------------------|
| 監視はおこなわれていない | 主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている | . | 完璧とは言いがたいが、相当程度の監視体制がある | 十分な監視体制が有効に機能している |

3.2.1.3 罰則・制裁

定置漁業権の行使の停止中に、あるいは漁業権に基づかず定置漁業を営んだ者は、漁業法によって懲役または罰金に処せられる。また、海区漁業調整委員会等の指示に従わず、府県知事等への異議申出に理由がないとき等にも懲役や罰金または拘留や科料に処せられる。漁業に関する法令に違反したときには、知事は漁業権の取り消しや行使の停止を命ずることができる(漁業法)。2018年12月の改正により罰則が強化された。罰則規定としては十分に有効と考えられる。以上より5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|----------------|----|--------------------------|----|------------------|
| 罰則・制裁は設定されていない | . | 機能は不十分であるが、罰則・制裁が設定されている | . | 有効な制裁が設定され機能している |

3.2.2 順応的管理

定置漁業権は5年ごとに更新されるが、免許更新の際には各府県の海区漁業調整委員会に内容が諮られる。各府県資源管理指針によって規定されている定置網への自主的な規制についても、策定後4年を経過した次の年度に計画の内容が適切か否か等について専門的知識を有するもの等が参加する資源管理協議会で評価・検証を行うとされる(水産庁 2011)。このため、5年ごとではあるが管理施策の結果を見て順応的に次の取り組みを決めるシステムが構築されていることから、4点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-----------------------------|----|-----------------------|----|------------------|
| モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない | . | 順応的管理の仕組みが部分的に導入されている | . | 順応的管理が十分に導入されている |

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

4 府県の定置網漁業については各府県知事からの免許により操業しており、評価対象とするすべての資源利用者は公的かつ明確に特定されている。以上より5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-------|-------|--------|--------|-------|
| 実質上なし | 5-35% | 35-70% | 70-95% | 実質上全部 |

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

各府県の定置網漁業について、そのほとんどが各府県の定置漁業協会を組織しており(日本定置漁業協会 2020)、地元の漁業協同組合にも所属している。府県定置漁業協会の上部組織は日本定置漁業協会、大日本水産会である。府県漁業協同組合(福井県は漁業協同組合連合会)の上部組織は全国漁業協同組合連合会となる。すべての漁業者は漁業者組織に所属しており、5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-------|-------|--------|--------|-------|
| 実質上なし | 5-35% | 35-70% | 70-95% | 実質上全部 |

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

日本定置漁業協会は水産資源の管理の強化等を指導する事業を有しており、実際にクロマグロでは管理の強化等を指導している(日本定置漁業協会 2021)。また、石川県、福井県、京都府等の定置漁業者が組織する日本海定置漁業連絡協議会では隔年で日本海定置漁業振興大会を開催しており、技術的な研修を実施し、漁業管理に関する大会決議、要望等を取りまとめている(水産経済新聞 2018)。これらのことから、漁業者組織が管理に強い影響力を有していると考えられ、5点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|------------------------------|----|-----------------------------|----|----------------------|
| 漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない | . | 漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している | . | 漁業者組織が管理に強い影響力を有している |

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

石川県漁業協同組合では秋季のプライドフィッシュとしてサワラを設定し、主に定置網漁業で漁獲され、漁獲後すぐに氷で冷却し、鮮度の保持に努めている魚種として推奨している(全国漁業協同組合連合会 2020b)。評価対象府県の漁業協同組合、漁業協同組合連合会の取り組みとして、石川県漁業協同組合では、販売、購買事業のほか、水揚げ物のブランド化事業を行っている(JF 石川 2020)。京都府漁業協同組合、JF しまねでは、購買、販売、製氷冷蔵、指導等の事業を行っている(京都府漁業協同組合 2020, JF しまね 2006)。福井県漁連では販売、加工等を行っている(福井県漁連 2020)。以上のとおり各府県の漁業者組織は個別の漁業者では実施が困難な経営上の活動を実施し水産資源の価値を最大化している。漁業構造改革総合対策事業においては、福井県漁業協同組合連合会(2018)は収益性改善の実証事業として福井県地域プロジェクト改革計画を、石川県漁業協同組合(2014)は収益性改善の実証事業として能都地域プロジェクト改革計画を、京都府漁業協同組合連合会(2011)は抜本的構造改革として舞鶴市地域プロジェクト改革計画を主導した。これらのように、漁業者組織が全面的な活動を展開していると評価し、5点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|---------------------|----|-------------------|----|--------------------|
| 漁業者組織がこれらの活動を行っていない | . | 漁業者組織の一部が活動を行っている | . | 漁業者組織が全面的に活動を行っている |

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

大型定置網については各府県の資源管理指針に基づき自主的管理に取り組んでおり(石川県 2014, 福井県 2018, 京都府 2019, 島根県 2015)、関連する会合が必要である。また漁業管理

に関する地元漁業協同組合内、定置漁業協会での会合も開催されている。会議日数は年間 12 日を越えるのではないかと考えられる。以上より 4 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|----|------|-------|--------|----------|
| なし | 1-5日 | 6-11日 | 12-24日 | 1年に24日以上 |

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

公的管理としては、大型定置網による漁業である定置網漁業に関しては各府県の海区漁業調整委員会への適切な参画が問題となる。各府県の海区漁業調整委員は選挙により選出され(立候補者が定員を超えない無投票を含む)、定置網漁業者や漁業者が所属する漁業協同組合(連合会)役員が参画してきた(石川県 2016, 福井県 2021, 京都府 2016, 島根県 2016)。改正漁業法のもとでは、2021 年 4 月より、府県知事が議会の同意を得て任命した委員により構成されるようになった。候補者は、漁業に関する識見を有し職務を適切に行うことができる者で、委員要件を満たす漁業者・漁業従事者が推薦、応募により公募される。このため、漁業関係者の主体的参画とみなされる。この各府県委員に、前回と同様に定置漁業関連の委員も任命されている(石川県 2021, 京都府 2021b, 島根県 2021b,c)。また、サワラを含む魚種について資源管理のロードマップ等を協議する水産政策審議会資源管理分科会には、日本定置漁業協会や全国漁業協同組合連合会の役員が委員として、京都府定置漁業協会の役員も特別委員として出席している(水産庁 2021)。このため、5 点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-------|----|---------------|----|-------|
| 実質上なし | . | 形式的あるいは限定的に参画 | . | 適切に参画 |

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

大型定置網に関して基本的には、都道府県別に漁業管理に取り組んでいる。各府県の海区漁業調整委員会には学識経験者、公益代表委員が参画してきており、改正漁業法下では学識経験者、利害関係を有しない者が参加している(石川県 2021, 福井県 2021, 京都府 2021b, 島根県 2021b,c)。また各府県には漁業者に加え、遊漁者、海洋性レクリエーション代表が参画する海面利用協議会が設置されており(水産庁 1994, 石川県 2020b, 福井県 1996, 島根県 2019)、漁業と海洋性レクリエーションとの海面利用や海面における漁業と遊漁との調整に関する事項の調査・検討を行っている。サワラを含む魚種について資源管理のロードマップ等を協議する水産政策審議会資源管理分科会には、委員として大学研究者、特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合、水産物持続的利用のコンサルタント等も参画している(水産庁 2021)。以上より 5 点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|------------------------------|----|-------------------------|----|--|
| 漁業者以外の利害関係者は存在するが、実質上関与していない | . | 主要な利害関係者が部分的・限定的に関与している | . | 漁業者以外の利害関係者が存在しないか、ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与 |

3.3.2.4 管理施策の意思決定

資源管理指針に従い作成された資源管理計画については、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)の PDCA サイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとされた。その評価・検証状況は資源管理計画一覧に纏められている(水産庁 2020e)。資源管理計画は指針に基づき、関係漁業者が魚種または漁業種類ごとに、各々の自主的な取り組みを基本として作成することとし、① 策定後4年を経過した翌年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。② 評価・検証は、外部有識者(漁業や資源管理についての専門的知識を有する者等)が参加する資源管理協議会が実施する。③ 指標は、対象魚種の資源量や単位努力量当たり漁獲量(CPUE)の経年的な動向を基本とし、現時点で資源量や CPUE の把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量等の経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積等の体制整備を図る。④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図るとされている(水産庁 2018)。無論、計画の参画漁業者は結果の自己評価・検証は行うであろうし、資源管理・漁業経営安定対策のためにも外部からの参画が必要であろうが、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体が資源管理協議会における評価・検証、目標や管理措置の見直しに参画できておらず、PDCA サイクルを回す本来の趣旨に沿っていないのではないかと危惧される。このため、特定の関係者の機構において協議は十分に行われていないと評価し、2点を配点する。なお、資源管理計画は自主的管理をより効果的なものとするために資源管理協定に順次移行することとなっている(水産庁 2020f)。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|------------------------------|--|--|---|--|
| 意思決定機構が存在せず、施策に関する協議もなされていない | 特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在するが、協議は十分に行われていない | 特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされている | 利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構は存在するが、協議が十分でない部分がある | 利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分になされている |

石川県漁業協同組合 (2014) 能都地域プロジェクト改革計画書 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H261007_noto_teiti.pdf

石川県漁業協同組合 (2020) 環境への貢献, <http://www.ikgyoren.jf-net.ne.jp/katsudou.html>

JF 石川 (2020) 販売事業 <http://www.ikgyoren.jf-net.ne.jp/jigyoku.html>

JF しまね (2006) JF しまねの概要 http://www.jf-shimane.or.jp/gaiyo_jg.html

京都府 (2008) 京都府海域定置網漁業包括的資源回復計画
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku/pdf/kyoto_teiti.pdf

京都府 (2016) 第 21 期京都海区漁業調整委員会委員 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/teianbukai75sanko-shiryoku01_6.pdf

京都府 (2019) 京都府資源管理指針
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-33.pdf

京都府 (2020) 京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画
<http://www.pref.kyoto.jp/suisan/documents/200622.pdf>

京都府 (2021a) 京都府資源管理方針 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針(別紙)令和 3 年 3 月 29 日付け変更
<http://www.pref.kyoto.jp/suisan/documents/20210329-1.pdf>

京都府 (2021b) 第 22 期京都海区漁業調整委員会委員名簿
<https://www.pref.kyoto.jp/suiji/documents/22ki520.pdf>

京都府漁業協同組合 (2013) 豊かな海を次世代へ受け継いでいくため 海の環境保全へ向けた取り組みを進めています <http://www.ktgyokyo.jf-net.ne.jp/kankyohozentorikumi.html>

京都府漁業協同組合 (2020) 京都府漁業協同組合の紹介 <http://www.ktgyokyo.jf-net.ne.jp/jigyousyukai.html>

京都府漁業協同組合連合会 (2011) 舞鶴市地域プロジェクト改革計画書 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H230823_maiduru.pdf

日本定置漁業協会 (2020) 会員構成 <http://teichigyogyokukai.or.jp/members.html>

日本定置漁業協会 (2021) くろまぐろ資源管理
http://www.teichigyogyokukai.or.jp/example_kuro.html

島根県 (2015) 島根県資源管理指針
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-22.pdf

島根県 (2016) 島根海区漁業調整委員会委員一般選挙の候補者の届出・隠岐海区漁業調整委員会委員一般選挙の候補者の届出
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/201607.data/28-142.pdf>

島根県 (2019) 第 13 期第 1 回隠岐海区海面利用協議会の開催について
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/johokoukai/singi/H30kaigi/dai13kidai1kaiokikaikukaime-nriyoukyougikai.html>

島根県 (2020) 島根県海洋生物資源の保存と管理に関する計画
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/202003.data/92.pdf?site=sp>

- 島根県 (2021a) 島根県資源管理指針 令和3年3月22日変更
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/kanri/iji/shigenkanrihoushin.data/honbun20210322.pdf?site=sp>
- 島根県 (2021b) 島根海区漁業調整委員会委員
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/kaikuiin.data/shimanekaiku.pdf?site=sp
- 島根県 (2021c) 隠岐海区漁業調整委員会委員
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/kaikuiin.data/okikaiku.pdf?site=sp
- 水産庁 (1994) 海面利用協議会等の設置について
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/pdf/t0000815.pdf
- 水産庁 (2011) 資源管理指針・計画作成要領
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-1.pdf
- 水産庁 (2018) 資源管理指針・計画作成要領
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-1.pdf
- 水産庁 (2020a) TAC 魚種拡大に向けたスケジュール
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-72.pdf>
- 水産庁 (2020b) 令和元年度水産白書 第3章水産業をめぐる国際情勢, 水産庁
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R1/attach/pdf/index-8.pdf>
- 水産庁 (2020c) 広域漁業調整委員会とは https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/iinnkai.html
- 水産庁 (2020d) 第36回日本海・九州西広域漁業調整委員会議事録 資料 1-1 複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況 (令和2年12月現在)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-163.pdf
- 水産庁 (2020e) 資源管理計画一覧(令和3年3月31日現在)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-12.pdf
- 水産庁 (2020f) 新たな資源管理について 新たな資源管理システムにおける自主的な管理
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-64.pdf>
- 水産庁 (2021) 水産政策審議会 資源管理分科会 委員名簿
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210427-1.pdf>
- 水産経済新聞 (2018) 佐渡で定置振興大会、「クロマグロ管理まき網と調整」決議 2018年6月7日付け <https://www.suikēi.co.jp/佐渡で定置振興大会、「クロマグロ管理まき網と>
- 田邊智唯・高橋素光・依田真理(2020) 令和元(2019)年度サワラ東シナ海系群の資源評価, 水産庁・水産機構, <http://abchan.fra.go.jp/digests2019/details/201958.pdf>
- 全国漁業協同組合連合会 (2020a) 小浜市海のゆりかごを育む会, 水産多面的機能発揮対策支援委託事業(水産庁委託事業) https://hitoumi.jp/torikumi/img/common/icon_pdf.png
- 全国漁業協同組合連合会 (2020b) いしかわのサワラ 全国のプライドフィッシュ
<http://www.pride-fish.jp/JPF/pref/detail.php?pk=1520838370>